

市政記者各位

福岡市特別職報酬等審議会の開催について

令和6年度福岡市特別職報酬等審議会を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1 日 時 令和6年12月5日（木） 11時00分～

2 場 所 エルガーラホール7階 会議室1

3 議 題

議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する審議会の意見聴取について

4 出席予定者

審議会委員（別紙1のとおり）

事務局（総務企画局長、人事部長、労務課長以下）

5 審議会の所掌事務等

別紙2「福岡市特別職報酬等審議会規則」のとおり

問い合わせ先

総務企画局人事部労務課 担当：山崎、山口

711-4131（内線1362）

福岡市特別職報酬等審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

役 職 名	氏 名	備 考
連合福岡・福岡地域協議会 顧問	いしどう たかお 石堂 高大	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	おがた とよこ 緒方 豊子	
西南学院大学 教授	おがわ ひろあき 小川 浩昭	
福岡市女性翼の会 代表	おの かずえ 小野 和枝	
福岡市医師会 会長	きくち ひとし 菊池 仁志	
福岡市農業協同組合 代表理事組合長	しばた きよたか 柴田 清孝	
西日本新聞社 人事部次長	なかやま みゆき 中山 幸	
福岡商工会議所 副会頭	まなべ ひろとし 真鍋 博俊	
福岡県中小企業団体中央会 会長	やまだ とみお 山田 登三雄	
法律事務所徳賢 弁護士	わたべ ゆき 渡部 有紀	

福岡市特別職報酬等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市附属機関設置に関する条例（昭和28年福岡市条例第70号）第4条の規定に基づき、福岡市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織、委員及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ議員報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

2 市長は、人事委員会が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の規定に基づき給料表に関する勧告をしたときその他必要なときは、議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

3 審議会は、第1項に定める市長の諮問に応じて、その内容を審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織等)

第3条 審議会は、10人の委員をもって組織し、その委員は福岡市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会は、当該諮問に係る審議について必要があるときは、説明のため市職員の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務企画局人事部労務課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるものの外、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

令和5年12月5日
総務企画局労務課

市政記者各位

福岡市特別職報酬等審議会について

本日、福岡市特別職報酬等審議会（会長 小川浩昭 西南学院大学教授）が開催され、本市の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関して審議が行われ、次の状況などを踏まえ、「次年度においても、議員報酬等をめぐる諸事情を総合的に勘案すると、引き続き議員報酬等の額を据え置くことが適当である。」との結論が出された。

- 1 一般職職員の給与改定状況との均衡が保たれていること。
- 2 他の政令指定都市との均衡が概ね図られていること。

< 参 考 > 現行の議員報酬等の額

（ 市長及び副市長：平成21年4月1日実施
議 長 等：平成6年4月1日実施 ）

市 長	月額 1,300,000 円
副市長	月額 1,040,000 円
議 長	月額 1,060,000 円
副議長	月額 970,000 円
議 員	月額 880,000 円

問い合わせ先

総務企画局人事部労務課 担当：山口^{やまぐち}
TEL 711-4131（内線1362）